品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、金銭債権（法第五十八条第二項第十一号の二に規定する金銭債権をいう。以下この項において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

［５～11　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

省　令

○国土交通省令第六号

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第一項及び第二項、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十八条第一項、第四十九条第一項第五号及び第二項、第五十四条第四項（同法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条の二、第六十三条の三第一項第三号及び第二項第三号、第七十四条の三第一項、第七十五条第一項、第八十条第一項第一号、第八十一条第一項第四号、第八十九条第一項、第九十一条第一項第五号、第九十一条の三、第九十四条第一項及び第二項、第九十四条の四第一項、第九十四条の五第一項、第百四条並びに総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第十項及び第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の十の規定に基づき、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月六日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第六章　（略）	第一章～第六章　（略）
第七章　自動車特定整備事業（第五十五条―第六十二条の二の二）	第七章　自動車分解整備事業（第五十五条―第六十二条の二の二）
第七章の二～第八章　（略）	第七章の二～第八章　（略）
附則	附則
（特定整備の定義）	（分解整備の定義）
第三条　法第四十九条第二項の特定整備とは、第一号から第七号までのいずれかに該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）又は第八号若しくは第九号に該当するもの（以下「分解整備」という。）をいう。	**第三条**　法第四十九条第二項の分解整備とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、次号に掲げるものを除く。）	（新設）
イ　自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー	
ロ　イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機	
ハ　イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス	
九　自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造	（新設）